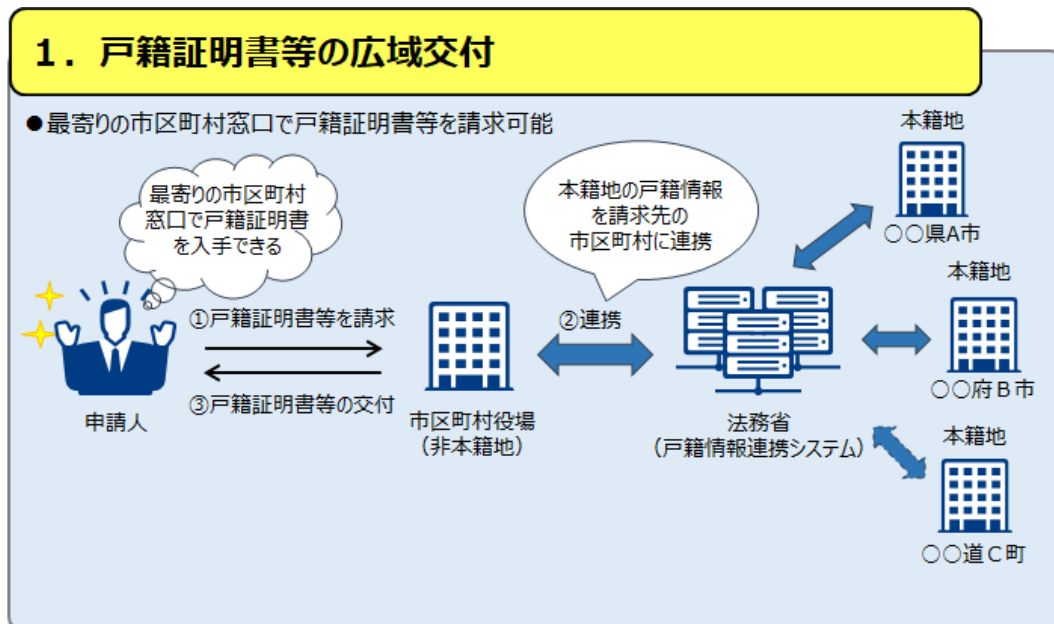


「議案第4号 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例案」補足資料

1 条例改正の趣旨

- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）が令和元年5月31日に公布され、令和6年3月1日に施行される。この改正により、区の窓口で杉並区以外の戸籍証明書・除籍証明書の発行（広域交付）、戸籍の各届出における戸籍証明書の添付省略、戸籍電子証明書を活用した戸籍証明書の添付省略（戸籍電子証明書提供用識別符号の付与）などができるようになる。
- このことに伴い、戸籍証明書等の事務手数料について所要の設定等を行うものである。

2 戸籍法の一部を改正する法律の事務概要

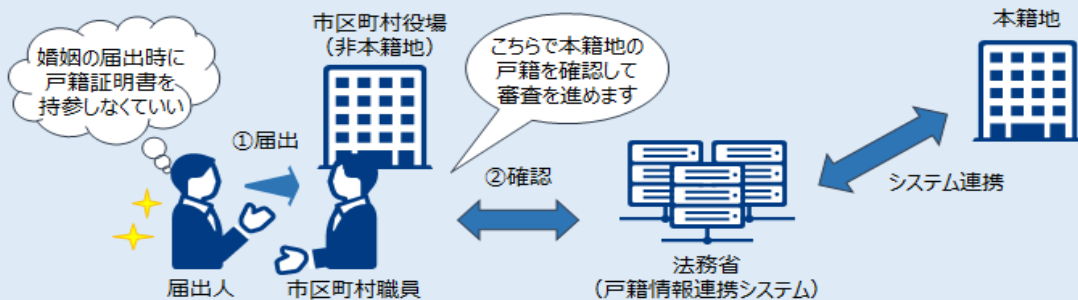


【杉並区以外の区市町村の戸籍証明書等の発行（広域交付）】

他の区市町村が管理する戸籍の証明書・除籍証明書を、法務省（戸籍情報連携システム）と連携して発行。請求にあたっては区窓口において写真付き身分証による本人確認が必要となる。なお、請求できるのは、本人、配偶者、親族（直系尊属・直系卑属）のみとなる。

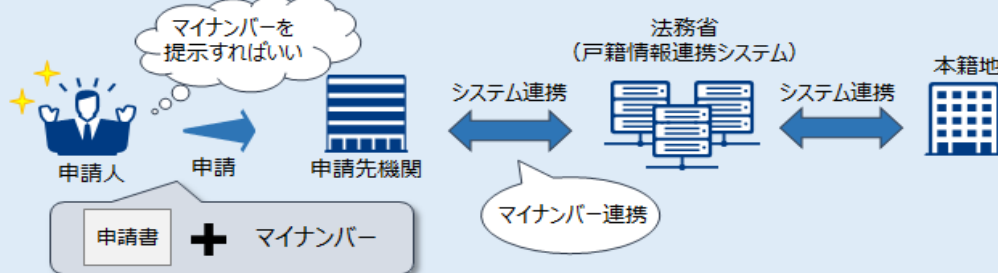
2. 戸籍届出時における戸籍証明書等の添付負担の軽減

●戸籍の届出時（婚姻届等）



3. マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略

●申請手続（児童扶養手当認定請求等）

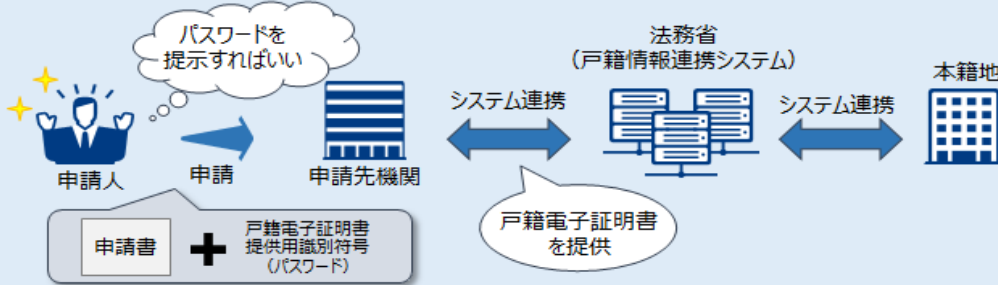


【マイナンバー制度の活用による戸籍証明書等の添付省略】

行政手続（マイナンバー制度における社会保障、税、災害の3分野に限る）の申請時に、マイナンバー制度で構築された情報提供ネットワークシステムを通じて、法務省（戸籍情報連携システム）に記録されている情報（申請者等の親子関係その他の身分関係の存否等を識別する情報等）から業務上必要な情報のみが申請の各窓口提供され、確認できるようになることで戸籍証明書の添付が不要となる。

4. 戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略

●申請手続（旅券発給申請等）



【戸籍電子証明書の活用による戸籍証明書等の添付省略】

申請人が区の窓口で戸籍電子証明書提供用識別符号を申請し、交付された戸籍電子証明書提供用識別符号通知を本人が申請先機関に提供することで、申請先機関はその識別符号を活用して法務省（戸籍情報連携システム）から戸籍電子証明書の提供を受けることが可能となる。申請先機関は令和6年度中に整備され、マイナポータルを活用して所管庁に直接電子申請することも検討されている。